

桂川町指定給水装置工事事業者

新規申請のご案内

- ◆ 桂川町給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、桂川町給水条例第11条第1項により「指定」を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	申請の際に、お持ちいただくもの	備 考
☐	☐	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)	表面と裏面があります。 (両面とも記入してください。)
☐	☐	「機械器具調書」(別表)	
☐	☐	「誓約書」(様式第2)	
☐	☐	住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。 なお、外国人の方の場合は「外国人登録証明書」 の写しを添付してください。
☐	☐	定款の写し	直近のものを添付してください。
☐	☐	登記簿謄本 又は 記載事項証明書	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
☐	☐	「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(様式第3)	
☐	☐	選任される主任技術者の 免状 又は 技術者証(原本又は写し)	(様式第3)の内容確認に必要です。 原本の場合は、確認後すぐにお返しいたします。
☐	☐		

【申請手数料】

・ 指定の申請

30,000円

【申請場所】

桂川町役場 水道課

電話 0948-65-3241



【申請書類の記入方法】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

		個人	法人
表 面	「申請者」欄※1	「住民票」の写しのとおり記入する（字体も）。	「登記簿」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏 面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する（例：～支店、～営業所 等）。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる※2給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 ①には代表者の印を押してください。

※2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、桂川町では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2 「機械器具調書」（別表）

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

これらの区域については、各市町村ごとに指定を受ける必要があります。

【参考：指定基準】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）関係

給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる（予定の）者を置く者であること。

2 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・ 管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ

指定基準は
全国統一です。

3 「誓約書」（様式第2）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 成年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ない者。
- ・ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・ 桂川町指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ・ 給水装置工事に關し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。
（新規指定ではありませんので注意してください。）

記入例

【表 面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

桂川町水道事業

町長 井上 利一 殿

平成22年 4月 1日

申請者
氏名又は名称
郵便番号
住所

株式会社 大江戸建設
〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号

住民票・登記簿謄本等の記載とおりに記入してください。

代表者氏名
電話番号

水道 太郎
5321-1111



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じた者）	
氏名	氏名
代表取締役 水道 太郎	取締役 水道 次郎
加サリヤ スドウジロウ	
監査役 水道 三郎	

事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

代表者の印を押してください。
※個人事業者の方は、実印もしくは認印を押してください。

登記簿謄本の「目的」欄等を参考に記入してください。※目的の中に給水装置事業に関する事業を行うものであることが、必要です。

代表取締役から監査役までの役員全部を記入してください（法人のみ）。

添付書類

- ① 誓約書（施行規則様式第2）
- ② 機械器具調書（別表）
- ③ 法人の場合：定款及び登記事項証明書
個人の場合：住民票又は外国人登録証明書

「機械器具調書」に記入してください。

【裏 面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 大江戸建設 神田支店
上記事業所の郵便番号 所在地	〒101-0047 千代田区内神田2丁目1番12号 3256-6151
実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください (表面の「申請者」と同じでも記入する。)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 太郎	12345
水道 次郎	67890
「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一となります。	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒
上記事業所 る給水装置	上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。
	免状の交付番号

別 表

機 械 器 具 調 書

平成22年 4月 1日 現在

種 類	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管 の 切 断 用	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150 mm用)	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管 の 加 工 用	パイプベンダー	1/2~1 1/4 インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接 合 用	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100 mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	
・上記はあくまで参考ですので、これ以外のものでも結構です。 ・各「種別」の欄に記入する項目は、最低1項目です。				

(注) 「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。